

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令について

令和6年11月20日  
内閣府政策統括官  
(経済安全保障担当)

1. 題名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

2. 改正の趣旨

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）第66条第1項の規定による特許庁長官から内閣総理大臣への送付の対象となる発明の要件の一つである特定技術分野は、国際特許分類を用いて、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和4年政令第394号。以下「令」という。）第12条第1項で規定しているところ、今般、国際特許分類の改正が行われ、令和7年1月1日より新しい国際特許分類が発効することとなったことに伴い、現行の令第12条第1項第45号及び第46号において特定技術分野を規定する国際特許分類記号を改正するものです。

3. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施していません。

4. 意見公募を行わなかった理由

本政令は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当するため、意見の募集を行いませんでした。

5. 公布・施行日

公布日：令和6年11月20日

施行日：令和7年1月1日

【参照条文】

○行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七 （略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。